



1. 2026年度の業務品質評価運営について

★第28回代理店業務品質検討WG（9月16日開催）において、今後の業務品質評価運営案等について議論を行いました。

▶第3弾：評価基準・達成条件について

WG資料は
[こちらから](#)



○8月28日「比較推奨販売等に関するパブリックコメント」の結果が公表されるとともに、当該改正の施行・適用時期が**令和10年3月1日**とされました。
○上記を踏まえ、比較推奨販売に係る評価基準・達成条件について、**2026年度基準（C版）としては策定せず、2027年度基準として策定すること**といたしました。
○2026年度調査では、今後の対応方針等についてのレポートの提出を求める運用といたします。

調査区分	調査方針	「意向把握・確認義務」および「比較推奨販売」の調査・判定に係る具体内容
初回調査	現状・取組計画をもとに総合的に判定	「現状」 2025年度の評価基準・達成条件に基づいて、態勢整備状況を調査・判定 「取組計画」 - 監督指針改正内容、パブコメ結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の態勢整備状況および対応方針に関するレポートの提出と経営陣へのヒアリングを求める取扱い（※）
更新・定期調査	取組計画をもとに総合的に判定	「取組計画」 監督指針改正内容、パブコメ結果、協会ガイドライン等を踏まえ、今後の態勢整備状況および対応方針に関するレポートの提出と経営陣へのヒアリングを求める取扱い（※）

（※）比較推奨販売に係る改正の施行時期を踏まえ、当該内容のみをもって判定は行いません。

▶2027年度業務品質評価運営案について

○今年度は業務品質評価運営の強化・厳格化を進める一方、新たな課題も多く顕在化しました。
○2027年度の業務品質評価運営の方向性について以下の通りお示ししました。

深度ある調査運用（顧客対応分野）

○顧客本位の業務運営の実効性向上に向け、顧客対応分野の調査強化を検討しております。
○特に意向把握・確認義務の履行状況や比較推奨販売の適切性に関する確認を強化する予定です。

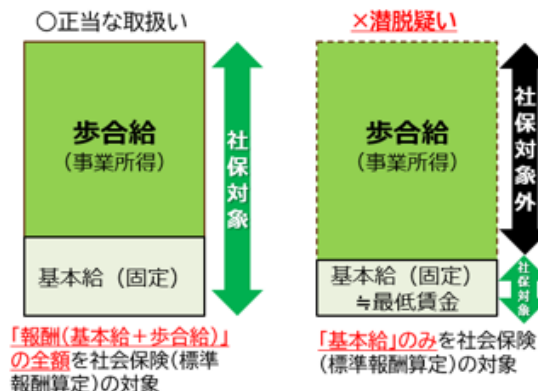
評価基準および調査運用の見直し

○設問の統廃合により、顧客対応領域への重点配分と代理店の調査対応負荷の適正化を図ります。
○規程や教育の整備状況だけでなく、その運用実態や管理態勢の機能状況を重視し、ヒアリングやサンプリング確認を通じて実効性を確認する評価へ見直します。

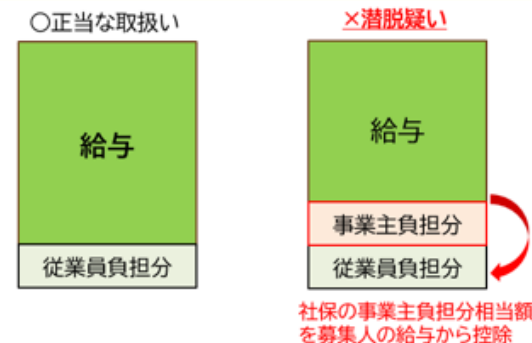
▶2026 年度業務品質調査状況（中間状況）等について

○運営の厳格化により、複数の代理店において、認定継続とならない事例が発生しております。
○特に、**社保潜脱および再委託禁止に係る基準未達事例**が複数確認されております。このうち、社会保険の潜脱行為への抵触懸念がみられた主な事例を以下の通りお示ししました。

1 「歩合給」を社会保険の対象としていない



2 事業主が負担すべき「社会保険料相当額」を募集人の報酬から控除



3 「歩合給」を賃金台帳に記載していない

「歩合給」見合いは「別支払い」としていることを源泉徴収票で確認（社保の対象外としている）

賃金計算期間	4月分
労働日数	10日
労働時間数	時間
休日労働時間数	時間
早出残業時間数	時間
深夜労働時間数	時間
基本賃金	120,000円
所定時間外割増賃金	円
職能手当	20,000円
客票手当	20,000円
歩合給部分	記載無し
小計	160,000円

4 「歩合給」を4月～6月の期間、意図的に減らし、支給する方式

「歩合給」見合いの支払いを意図的に4月～6月の期間を外す運用（「社会保険料回避のための形式操作」と見なされる）

給与	3月	4月	5月	6月	7月
基本給	¥200,000	¥200,000	¥200,000	¥200,000	¥200,000
歩合給(変動)	¥500,000	¥30,000	¥15,000	¥20,000	¥700,000
総支給額	¥700,000	¥230,000	¥215,000	¥220,000	¥900,000

★再委託禁止への抵触が懸念される事案等についても紹介しております。詳細は資料1をご確認ください。



▶業務企画部会長および金融庁からのコメント

○業務企画部会長より「**社会保険の適切な取扱い**」について発言がありました。
○金融庁から「**保険募集の再委託の禁止に係る潜脱懸念事例**」についてコメントがありました。

金融庁コメント

平成29年3月に、厚生労働省及び金融庁担当課の連名で「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」を生命保険協会等の関係団体宛に発出している。本通知において、保険募集の再委託に関しては、保険業法第275条第3項において、内閣総理大臣の認可を受けたときに限り行うことができることとされている。

各保険会社・代理店においては、改めて平成29年通知や保険募集の再委託の禁止に係る留意事項をご確認いただくとともに、適切な業務運営をしっかりと確保していただきたい。

／全文はこちらから／



2. 協会からのお知らせ

○認定代理店の認知度向上に向け、消費者向けPRツールを新たに作成しました！
○10月上旬頃に窓口ご担当者へメールでご案内のうえ、11月中旬頃に発送を予定しております。よろしくお願いいたします。

